愛知大学綜合郷土研究所「紀要」投稿要項

(目的)

第1条 この規定は愛知大学綜合郷土研究所(以下郷土研という)「紀要」への投稿及び編集に関する基本的な事項を定めるものである。

(紀要が対象にする空間領域)

第2条 「紀要」が対象にする空間領域は、東海地方及び隣接諸地域とする。

(編集担当委員)

- 第3条 「紀要」の編集は、郷土研運営委員会構成員の中から選出された編集担当委員がおこなう。
 - 2 編集担当委員は、投稿された原稿が第2条に合致する空間領域内を対象にすることの是非 を判断する権限を持つ。
 - 3 編集担当委員は、受理された原稿の内容に関わらない、「紀要」全体を通しての体裁及び 形式についての権限を持つ。
 - 4 編集担当委員は、投稿者が提出した英文タイトル及び氏名を、適切な手順を経て修正する権限を持つ。

(著作権)

第4条 すべての著作権は郷土研に属する。

(著者)

- 第5条 原稿の著者は、郷土研の所員、非常勤所員、研究員、補助研究員とする。ただし、郷土研 運営委員会が特に認めた場合にはこの限りではない。
- 2 補助研究員は、所員の指導と校閲を経た原稿であれば、単名で投稿することができる。 (原稿の提出)

第6条 原稿の提出方法は、執筆要領で定める。

(校正)

- 第7条 著者校正は3回以内とする。校正は原則として誤字脱字のみとし、大幅な変更は認めない。 (国立情報学研究所情報ネットワークへの掲載)
- 第8条 「紀要」は全文が国立情報学研究所情報ネットワークのデータベースに掲載され、閲覧で きる。
 - 2 上記データベースへの掲載を希望しない投稿者は、原稿提出時に郷土研事務室へその意志 を文書で伝達する。

愛知大学綜合郷土研究所「紀要」執筆要領

1. 原稿

- 1) 原稿は和文で作成する。
- 2) 原稿の種類は、論説、研究ノート、資料紹介、講演及び討論記録、書評等とする。
- 3) 原稿は原則として電子媒体で作成し、図表も含めて完全原稿を投稿する。
- 4) 原稿は横書きで作成し、A4 判紙で 1 ページ 40 字× 40 行を目安とする。
- 5) 原稿には、200字程度の和文要約と英文のタイトル及び氏名を添付する。
- 6) 電子媒体で作成した原稿は、電子記憶媒体と印字紙を提出する。

2. 書式

- 1) 数字は算用数字を使用する。暦年は専門分野の習慣による。
- 2) 図表にはそれぞれ通し番号を付け、図の表題は図の下に、表の表題は表の上に記載する。
- 3)注記は本文の該当箇所の右肩に注記番号を付け、原稿の末尾にまとめて記載する。
- 4) 引用・参考文献の表記法は専門分野の習慣に従えばよいが、著者名、書名または論文名、雑誌名(号数)または発行所(者)名、刊行年、該当ページまたは総ページ数を記載する。欧文文献の雑誌及び書名は、イタリック体(または該当箇所をアンダーライン)で表記する。
- 5) 英文のタイトル及び氏名は、従来の書式に従って作成する。